

令和2年 第6回

農業委員会総会議事録

令和2年6月24日(水)開催

多摩市農業委員会

令和2年6月24日午後2時、多摩市役所第二庁舎会議室において、令和2年第6回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 青木幸子委員、 2番 小暮和幸委員、
5番 柚木実委員、 6番 伊藤千春委員、 7番 増田実生委員、
8番 萩原弘委員、 11番 小島豊委員、
12番 大松誠二委員、 13番 武内好恵委員、 14番 澤登早苗委員、
15番 伊藤忠男委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也 農地係長 沖迫達矢 書記 小形達也

定刻午後2時に総会を開会した。

議長（会長 小暮和幸）

「定刻になりましたので、只今から令和2年第6回多摩市農業委員会総会を開会いたします。本日は3番 新倉隆委員、10番 相澤孝一委員から遅れて参加する、または欠席するとの報告を受けております。只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長（会長 小暮和幸）

「本日の議事日程は次のとおりです。」

| | |
|-------------|---|
| 日程第1、第1号議案 | 特定都市農地貸付の承認について |
| 日程第2、第12号報告 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| 日程第3、第13号報告 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第4、第14号報告 | 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付について |

議長（会長 小暮和幸）

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

13番 武内好恵委員、 14番 澤登早苗委員

議長（会長 小暮和幸）

「それでは、議事に入ります。日程第 1、第 1 号議案 特定都市農地貸付の承認についてを議題といたします。本議案については、当事者として、3 番 新倉隆委員が含まれております。多摩市農業委員会会議規則により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。よって、審議中に新倉隆委員が遅れて入室した場合は退出を命じることとなりますので、事前に申し添えます。」

議長（会長 小暮和幸）

「事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第 1 号議案 特定都市農地貸付の承認について

・和田地区 1 件

1 件の農地における特定都市農地貸付の承認について、特定都市農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の規定及び同法施工令第 4 条の規定に基づき、事業開設者より承認依頼があったため、提出書類の確認及び承認チェックシートを用いて、法規に即した事務説明を行った。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

12番 大松誠二委員

「初めてのケースなので確認するが、提出書類は時系列で整理されて、その流れに沿った形でチェックされているのか？」

農地係長（沖迫）

「時系列に沿ってチェックをしている。補足資料にあるとおりである。」

15番 伊藤忠男委員

「自分も初めてのケースで理解不足であるが、本制度について、所有者と事業者、利用者などの関係性はどうなっているのか？」

議長（会長 小暮和幸）

「農地を所有者から事業開設者が有償で借りて、開設者が利用者に対して事業を行い収益を出す。所有者は、10%(40日間)程度の耕作・指導を行い、相続税の納税猶予が受けられるというケースである。」

11番 小島豊委員

「本件は、市内で他に市民農園をしているケースとは違う。新制度により、農業を、農地所有者に代わり事業開設者が主体的に行っていくという解釈である。」

5番 柚木実委員

「税務署への相続税納税猶予に関する届出は、本議案承認後に行うということか？」

農地係長（沖迫）

「審議・承認をいただいてから税務署への対応となる。」

14番 澤登早苗委員

「全国的にある荒れ地の対処法として、このやり方は一番シンプルで簡単であるが、この方法をとることが市として良いのか悪いのかを考える必要があるのではないか。これでは、農家は野菜を作っているより貸し出す方が簡単である。」

議長（会長 小暮和幸）

「ご意見として言わんとすることはわかるが、制度上規定されているものであるので、考え方や方向性が違うからと言って本議案の可否を問う材料にはならない。」

12番 大松誠二委員

「本制度は、農家自体ではなく会社が行う方法であり、会社としては制度を利用しない手はないものである。農地の荒れ地対策、いわゆる残すという視点に立っていえば、相対的に一つの手段であると思われる。」

議長（会長 小暮和幸）

「国が新しい農の利活用を考えているということだが、もちろん農業後継者対策も要望していることは当

然のことである。」

14番 澤登早苗委員

「個人で農業を営み、家族で手伝いを行って報酬を与えたとしても、税法上個人は経費として処理できない。個人でも経費対象となるよう働きかけをしていかないといけないのではないかと感じている。」

12番 大松誠二委員

「本制度は、期間が区切ってあることから、農家の子どもが実際に就農するまでの間の対応策としても、メリットがあるのではないかと考える。」

議長（会長 小暮和幸）

「制度について、様々な意見があることは承知している。不公平に感じる部分や問題がありそうな部分については、今後も然るべき要望を上げていくことは、当然のことである。」

議長（会長 小暮和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。」

— 挙手全員 —

議長（会長 小暮和幸）

「挙手全員であります。よって本件は可決されました。」

議長（会長 小暮和幸）

「関係議案の議決が終了しましたので、今後3番 新倉隆委員の入室を認めます。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第2、第12号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

第12号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（関戸・豊ヶ丘地区 各1件）についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「ご異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第3、第12号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

第12号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届け出（百草地区 1件）についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「ご異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第4、第14号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付について を議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記（小形）

第14号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付について（和田・落合地区 各1件、東寺方地区 2件）を朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

12番 大松誠二委員

「生産緑地について、事務局が直近で現場確認はしているのか？」

議長（会長 小暮和幸）

「直近で事務局が確認しているのではなく、農地パトロール及び調査の結果に基づいている。現場の状

況把握は担当地区委員がしていると思われるので、問題がある場合は、本委員会で発言していただきたい。」

7番 増田実生委員

「地元委員として、該当する農地の証明書交付が申請されている場合は、確認をしている。」

議長（会長 小暮和幸）

「ほかに質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「ご異議なしの声がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「以上をもって、本日の議事日程のすべてを終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

— 終了（午後2時45分） —